

2024年7月9日（更新）

2024年1月5日（初掲）

フコクしんらい生命保険株式会社

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへ（追加対応を含む）

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長 森下 俊彦）は、被害を受けられた皆さまに対する支援を目的として、災害救助法適用地域においては以下のお取扱いを実施いたします（**2024年7月9日に、下記1.（※1）を追加しました**）。

なお、対象地域の詳細につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、被災によりお払込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長いたします。（※1）

（※1）現在、契約者さまからのお申し出により、保険料の払込猶予期間を最長6ヵ月（2024年7月31日）まで延長する特別取扱いを実施していますが、保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2024年7月31日までにお払込みいただく必要があります。ただし、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、猶予期間分の保険料の払込期限を2025年2月28日まで再延長いたします。

なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、保険料払込方法が月払のご契約の場合は、月単位の「分割払込」のお取扱いが可能です。

2. 保険金・給付金・契約者貸付のお支払いについて

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用について

（1）対象となる契約

令和6年能登半島地震により被害を受けられた、災害救助法の適用となる地域に居住している契約者さまの個人保険、個人年金保険

（2）特別金利

年利0.0%

（3）特別金利適用限度

貸付可能額全額

（4）受付期間

2024年3月31日まで

（5）特別金利適用期間

貸付日から2024年7月31日まで

4. 入院給付金のお取扱いについて

弊社では、約款規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所での入院による治療がお受けられないケースが想定されることを踏まえ、別紙のお取扱いを実施いたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様相談窓口

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上

入院給付金のお取扱いについて

1. 地震によるケガで入院された場合について

このたびの地震による災害によりケガで入院されたお客さまが、給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収証などをご提出いただくことにより入院給付金をお支払いいたします。

なお、被災地などの事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

2. 地震による影響のため退院が当初の予定より早まった場合について

ケガまたは病気により引き続き入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

3. 地震による影響のため病院に入院できなかった場合について

ケガまたは病気で入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により入院できず、臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

- ※ 入院給付金ご請求のお取扱いについては、ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応させていただきますので、弊社までご相談ください。
- ※ 保険金・給付金のご請求の時効につきましては、従前より3年を経過していても、可能な限りお支払いをさせていただきます。3年を経過してもご請求いただけますのでご安心ください。